

## 入札の無効に関する関係法令抜粋

### 【光市財務規則】

#### (入札の無効)

第101条 一般競争入札の場合において、次の各号のいずれかに該当する入札があったときは、これを無効とする。

- (1) 政令第167条の4第1項又は第2項の者の入札
- (2) 政令第167条の5第1項に規定する資格を有しない者の入札
- (3) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者の入札
- (4) 郵便等による入札を認めない場合の郵便等による入札
- (5) 所定の日時及び場所に入札書が提出されなかった入札
- (6) 入札書記載の金額、氏名その他入札要件の記載が確認できない入札
- (7) 入札書記載の金額を加除訂正した入札**
- (8) 記名押印のない入札
- (9) 委任状の提出のない代理人の入札
- (10) 同一入札において2人以上の者の代理人となった者の入札
- (11) 入札に参加しようとする者が同一入札において他の入札に参加しようとする者の代理人となった場合の入札
- (12) 談合その他入札に関し不正の行為があったと認められる者の入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した者の入札